

1 概要

北名古屋市は、市内の事業者がそれぞれの技術及び情報等の強みを活かし、販路開拓、多品種ニーズへの対応等を目的とした連携事業であり、その取組が北名古屋ブランドの創造、地場産業の活性化等が期待できる事業に対し、その経費の一部を**地域貢献事業等促進奨励金**として助成する共同事業者連携事業を**平成28年4月1日**より実施しています。

2 助成の対象者

市内に工場等を有する事業者

※ 事業者とは、営利を目的として工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいいます。

3 事業の要件(要件をすべて満たすこと。)

- (1) 事業者相互がそれぞれの**技術及び情報等の強みを活かし**、課題解決に向けた連携事業であること。
- (2) **北名古屋ブランドの創造、地場産業の活性化及び知名度の向上等**が期待できる事業であること。
- (3) 販売促進による**今後の受注及び売上予想**の説明が妥当な事業であること。
- (4) 国、県及び公的機関等による補助を受けていない事業であること。

4 対象経費

事業連携に要する直接的な最小経費かつ下表の**対象経費が200万円以上**で、市からの認定決定通知を受領した日以降に実施した事業とします。

但し、人件費等の経常的経費、不動産の取得費、娯楽性の高い備品等の購入費及び製作費、その他事業の趣旨から逸脱する経費は対象となりません。

区分	内容
原材料費	原材料(※)、治工具等の経費
機械装置購入費	機械装置又は器具等の購入、製造、改良、据付、借用に要する経費で、研究開発に必要不可欠な経費
外注加工費	事業の中核をなす部分以外の外注経費
技術コンサルタント料	技術指導を受ける経費
委託費	外部に依頼する経費
その他事業に必要な経費	会議費、会場借上費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費等

※原材料費については、事業に必要な原材料又は副材料等の購入経費を対象とし、購入する原材料等の数量を必要最小限にとどめ、奨励事業終了時には使い切ることを原則とします。

5 補助率・限度額

上記に掲げる事業の実施に要した額の**2分の1に相当する額**で、**400万円を限度**とします。

6 申請手続き

(1) 提出書類

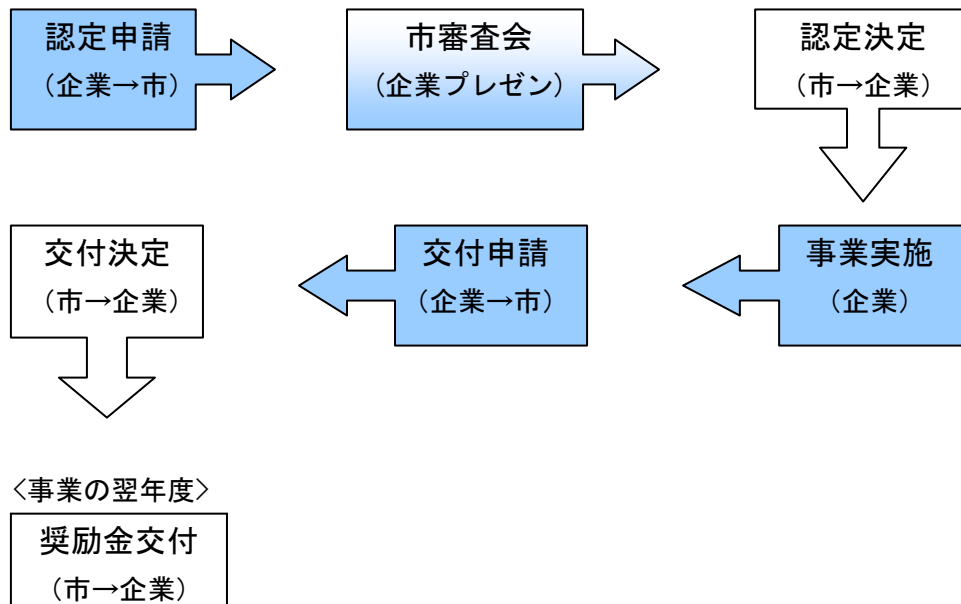
※書類の提出にあたっては、事前に相談されることをお勧めします。

ア 地域貢献事業等促進奨励措置認定申請書(様式第4)

イ 添付書類

- ・ 事業計画書(様式第6)
- ・ 今後の事業の見通しを説明する資料等
- ・ 会社の概要を説明するパンフレット等
- ・ 法人の登記事項証明書及び定款
- ・ 賃貸借契約書の写し(土地又は家屋が賃貸借契約の場合)
- ・ 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれらに準ずるもの(直近の2事業年度分)
- ・ 事業に要する費用を証する書類(見積書等の写し)
- ・ その他市長が必要と認める書類

(2) 手続きの流れ



7 問い合わせ先

北名古屋市役所 建設部 企業対策課

〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御櫛60 (東庁舎3階)

Tel : 0568-22-1111 Fax : 0568-23-3160

e-mail:kigyo@city.kitanagoya.lg.jp